



三労発基0426第4号
令和5年4月26日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第66号)【別添1】及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示(令和5年厚生労働省告示第168号)【別添2】が、令和5年4月3日に公布及び告示され、一部の事項を除き、別添3の施行通達に基づき、令和6年1月1日から施行及び適用することとなりました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。